

平成30年度公立大学法人埼玉県立大学 監事監査 監査計画

1 監査の基本方針

公立大学法人埼玉県立大学監事監査規則（以下「規則」という。）に基づき、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とし、会計監査人及び内部監査人と連携し、的確かつ効率的な監査を実施する。

2 監査の重点項目

規則第6条に定められた事項のうちから次の事項について重点を置いて行う。

- ・ 関係諸法令、業務方法書、諸規程等の実施状況
- ・ 第2期中期計画及び平成30年度計画の実施状況
- ・ 組織及び制度全般の運営状況

3 監査の対象部局等

理事長、副理事長、理事及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則に定める全組織

4 監査の実施期間

平成30年4月から平成31年6月までの間に実施する。

5 監査の方法

(1) 業務監査

理事会等への出席、役員・職員・内部監査人からのヒアリング、書面監査、実地監査、その他監事が必要と認めた方法

(2) 会計監査

理事会等への出席、役員・職員・内部監査人・会計監査人からのヒアリング、書面監査、実地監査、その他監事が必要と認めた方法

(3) 臨時監査

上記(1)と(2)の方法のうち、監事が必要と認めた方法

6 監査従事者

監事のほか、規則第7条に基づき事務を補助する職員をもって監査を行う。

7 監査結果

監査結果の概要等を記載した監査結果報告書を平成31年6月末までに理事長に提出する。